

横浜市身体障害者奨学金支給規則の一部改正について

1 趣旨

横浜市身体障害者奨学金支給事業では、学校の就学が困難な身体障害者に対し、奨学金を支給することにより、身体障害者の社会的自立を促進することを目的としています。このたび、奨学金の支給対象となる学校等を追加するため、横浜市身体障害者支給規則（昭和39年6月横浜市規則第81号。以下「規則」という。）を一部改正します。

2 主な改正の概要

(1) 支給対象となる学校等の追加（規則第2条第2号）

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条第1項に規定する養護教諭養成機関、同法別表第1備考第3号に規定する教員養成機関及び同法別表第2の2備考第2号に規定する教員養成機関（以下「教員養成機関」と総称する。）は教員免許を取得するための機関であり、本事業の目的に資するため、支給対象となる学校等に追加します。

また、支給対象となる学校等の追加を要する場合に対応するため、「市長が認める教育施設」の項目を追加します。

(2) 支給対象となる学校等の追加に伴う奨学金月額追加（規則第3条第1項）

規則第2条第2号に教員養成機関を追加することに伴い、教員養成機関に在学する者に支給する奨学金月額を追加します（金額は、国立及び公立の場合、18,000円以内、私立の場合、21,000円以内）。

また、「市長が認める教育施設」の奨学金月額を追加します（金額は、市長が定める額）。

3 公布日

令和4年10月25日発行の横浜市報に登載して公布します。

4 施行及び適用日

公布日から施行し、令和4年4月1日から遡及適用します。